

## 添付書類の貼付台紙

### (添付書類1)

(添付書類1)には、「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」の写しを貼付していただくか、(添付書類1の別紙)に必要事項を記入していただくか、または、エコキュートの写真を貼付してください。

- ①「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」の写しを貼付する場合  
電力会社から発行された、エコキュートを設置した住所の「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」の写しを貼付してください。
- ②別添の「電気のお客さま番号と契約者氏名の報告書」に記入する場合  
エコキュートを設置した住所の「1. 電気のお客さま番号」「2. 電気の契約者のお名前」を、申請者ご本人が最寄の電力会社の窓口に連絡し、確認したうえで記入して添付してください。

### ③エコキュートの写真を貼付する場合

次の条件を全て満たしていることをご確認のうえで貼付してください。

条件1: 使用可能な状態のエコキュートの「ヒートポンプユニット」・「貯湯タンク」の両方の全景が写っていること。(「場所が狭くて両方の全景を一緒に写せない」などの理由がある場合は、ヒートポンプユニットと貯湯タンクの全景を別々に写して複数枚を添付していただいても結構ですが、その場合は、メーカーが特定できる部位(メーカー名表示部分)を必ず含めてください。)

条件2: 「ヒートポンプユニット」の配管部分が写っていること。

※ 上記の条件を満たしていない(「設置工事前や設置工事途中の状態」「機器の一部しか写っていない」等)と当センターで判断されるものは受け付けることができません。

※ご不明な点は、当センターにお問い合わせください。

### (添付書類2)

(添付書類2)には、エコキュート機器本体に付属している、メーカーが正規と認めた「保証書」の写しを貼付してください。

※保証書を貼付する前に、下記の点をご確認ください。

- ①「お客さま名」に、申請者名が記入されていること。
- ②「お客さま住所」に、エコキュートの設置先住所または、現住所が記入されていること。
- ③「お買い上げ日」が記入されていること。
- ④「販売店名」が記入されていること。
- ⑤ 設置されたエコキュートの銘版に印字されている型式(機種・品番)・製造番号と保証書に印字されている型式(機種・品番)・製造番号が一致していること。

※ 記載内容に未記入や重大な不備がある保証書では添付書類として受け付けることができませんので、再提出をしていただくことがあります。

※ご不明な点は、当センターにお問い合わせください。